

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)

令和元年7月12日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1900085号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1900026号

第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を平成9年4月30日から同年5月1日に訂正し、同年4月の標準報酬月額を38万円とすることが必要である。

平成9年4月30日から同年5月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成9年4月30日から同年5月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和32年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成9年4月30日から同年5月1日まで

平成9年4月末日までA社に勤務し、厚生年金保険料が同年4月分の給与から控除されていた。同年4月分の給与賞与明細書(2枚)を提出するので、請求期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出されたA社に係る平成9年4月分の給与賞与明細書(健康保険料額及び厚生年金保険料額は0円と記載されている同明細書)に記載された就業日数は7日であり、当該日数は、請求期間当時の同社の給与の締日の翌日である4月21日から4月30日までの期間から請求者が陳述している同社における当該月の休日を除いた日数である7日間と一致していること、請求者から提出された平成9年分給与所得の源泉徴収票において、同社における請求者の退職年月日は同年4月30日と記載されていること及び雇用保険の加入記録により、請求者は平成9年4月30日まで同社に勤務していたことが認められる。

また、請求者から提出されたA社に係る平成9年4月分の給与賞与明細書(健康保険料額及び厚生年金保険料額が記載されている同明細書)により、請求者は同年4月に標準報酬月額38万円に見合う報酬月額が支給され、同標準報酬月額に見合う厚生年金保険料が事業主により同年4月分の給与から控除されていたことが確認できる。

さらに、請求期間当時の社会保険事務担当者が、請求期間当時、A社において当月分の社会

保険料を当月支払分の給与から控除していた旨回答していること、請求者から提出された同社に係る平成8年3月分及び平成9年4月分の給与賞与明細書並びに平成8年分及び平成9年分の給与所得の源泉徴収票により、請求期間当時、同社において当月分の社会保険料を当月支払分の給与から控除していたと推認されることから、請求者に係る平成9年4月分の厚生年金保険料は、事業主により同年4月分の給与から控除されていたと認められる。

したがって、請求者の請求期間に係る標準報酬月額については、請求者から提出されたA社に係る平成9年4月分の給与賞与明細書（健康保険料額及び厚生年金保険料額が記載されている同明細書）により確認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額から、38万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付した旨回答している一方、事業主から提出された厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書において、請求者の厚生年金保険被保険者資格喪失年月日を平成9年4月30日とする届出が同年5月2日に社会保険事務所（当時）で受け付けられていることが確認できることから、社会保険事務所は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は厚生年金保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1900088号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1900027号

第1 結論

請求期間について、請求者のA新聞店における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和3年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和30年3月1日から昭和32年8月1日まで

B新聞C専売所D新聞店を退職後、E新聞のC専売店であるA新聞店に入社を申し入れたところ、A新聞店の当時の店主から新聞拡張という困難な仕事をさせられた後、店員として採用された。

平成19年2月に年金記録問題が発覚した後、社会保険事務所(当時)から2件の支給もれがあると連絡があったことから、D新聞店及びA新聞店について年金記録照会を行いD新聞店については年金記録が見つかったが、A新聞店の年金記録は見つからなかった。

請求期間の給与明細書等は所持していないが、A新聞店の当時の店主が事業所の各種保険に加入していなかったとは考え難く、同僚についてもA新聞店に係る年金を受け取っていると思われることから、請求期間を厚生年金保険の被保険者期間として記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、請求期間について、C市のA新聞店に勤務し厚生年金保険に加入していた旨主張している。

しかしながら、請求者が請求期間に勤務していたとするA新聞店は、オンライン記録及び事業所検索システムにおいて、厚生年金保険の適用事業所であることが確認できない上、F法務局は、C市にA新聞店の法人登記は見当たらない旨回答している。

また、請求者が記憶するA新聞店の事業主は既に亡くなっている上、請求者は、記憶する同僚として複数の氏名または名字を挙げているが、これらの同僚がA新聞店の厚生年金保険被保険者であることが確認できず、照会を行うことができないことから、事業主等から請求者の請求期間における勤務実態及び厚生年金保険料の給与からの控除について確認することはできない。

このほか、請求者が請求期間において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されて

いたことを確認できる給与明細書等の資料もなく、請求者の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。